

<一般委託>

有馬浄水場フロック形成池流出渠汚泥搬送作業 仕様書

有馬浄水場フロック形成池流出渠汚泥搬送作業に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本作業は、有馬浄水場フロック形成池の施設機能を維持するため、汚泥の収集、運搬、処分(再生利用)を行うものである。
2	履行期間	契約の日から令和6年2月16日
3	施行場所	海老名市中河内1767番地
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	特記仕様書のとおり
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格をいずれも有すること。 (1) 産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥) (神奈川県知事の許可) (2) 産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥) (処分地首長の許可) (3) 産業廃棄物処分業許可(汚泥) (処分地首長の許可)
8	契約方法	総価契約による業務委託契約(一般委託)。
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 浄水課 有馬浄水場 山田雅彦 電話番号 046-238-1915

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内訳書

(税抜き)

作業名	単位	数量	単 価(円)	金 額(円)
汚泥搬送工	式	1		
10tバキューム車	日	4		
3tダンプトラック	日	4		
汚泥処分費	t	77		

※ 単価および金額は、契約者が記入すること。

有馬浄水場フロック形成池流出渠汚泥搬送作業 特記仕様書

1 適用

本仕様書は、有馬浄水場フロック形成池流出渠汚泥搬送作業に適用する。

2 法令等の遵守

- (1) 横須賀市上下水道局契約規程
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) その他関係法令等

3 施行場所

(1) 施行場所

海老名市中河内 1767 番地 (有馬浄水場内)

(2) フロック形成池流出渠

ア 面積 : 99.64 m²

イ 汚泥堆積高 : H=1.2m、L=0m

ウ 汚泥量 : 77 t

4 作業内容

(1) 作業内訳

作業の内訳については、以下のとおり。

ア 汚泥搬送工	1 式
イ 10 t バキューム車	4 日
ウ 3 t ダンプトラック	4 日
エ 汚泥処分費	77 t

- (2) フロック形成池流出渠汚泥 (以下「浄水処理汚泥」という。) の収集・搬送及び処分
浄水処理汚泥は、環境対策に適した再利用処理施設において再資源化すること。

(3) 浄水処理汚泥の検査

浄水処理汚泥については、「土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)」の最新通知のとおり検査を行い、検査結果書を提出すること。

5 安全の確保等

- (1) 作業範囲内における火気取扱い、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずること。
- (2) 収集・搬送時は、浄水処理汚泥の飛散防止の措置をとること。

6 作業上の注意点

- (1) 本作業は、原則として水道局監督員（以下「監督員という」）の指示立会いのもとで行うこと。
- (2) 本作業は、浄水場の水処理を停止した期間に行うものであり、他工事との調整が必要となるため、作業時期や作業スペース等については監督員と協議しその指示に従うこと。
- (3) 作業において水の使用を必要とする場合、取り出し口については制限があるため、事前に監督員と協議をし、許可された場所からの取り出しとすること。

7 提出書類

(1) 作業前

- ア 作業計画書（任意様式）を2部提出すること。
- イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを1部提出すること。
- ウ 産業廃棄物処分業許可証の写しを1部提出すること。
- エ 浄水処理汚泥の検査結果書を1部提出すること。
- オ 健康診断（検便）

水道法 21 条に基づき、浄水場において連続して作業する者（概ね一週間程度連続して作業する者）検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。

検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 0-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6カ月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

(2) 作業後

- ア 産業廃棄物マニフェスト伝票を提出すること。
- イ 作業写真を1部提出すること。
- ウ 作業完了報告書（任意様式）を1部提出すること。

8 作業日程

- (1) 作業開始前に作業日程について、監督員と協議すること。
- (2) 作業時間は原則として休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

9 その他

- (1) 作業員は担当作業に精通すると共に、常に品位と規律を保ち浄水処理工程等の当局業務に支障のないよう十分注意すること。
- (2) 作業中、現場責任者は常駐し、監督及び各種の連絡等にあたること。
- (3) 作業中及び作業後は使用した器具等の整理整頓を行うこと。

- (4) 作業員が建物やその他設備等の破損や汚損させた場合、又は、不具合を発見した時は直ちに監督員に報告すること。
- (5) 産業廃棄物マニフェスト伝票の費用については、本作業に含まれている。
- (6) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合については、協議により決定する。

有馬浄水場フロック形成池流出渠汚泥搬送作業 産業廃棄物処理作業仕様書

[収集・運搬(積替なし)及び処分用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び搬出予定数量は、次のとおりとする。

種 類 : 汚泥（浄水処理汚泥）

搬 送 数 量 : 77t

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物の処分に関して、処分先等を明記したものを契約書に添付しなければならない。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する処分先以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する処分先において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務又は処分業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬又は処分にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬又は処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出する。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格又は指摘事項があるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 前項の指示により難いとき又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

処分の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

上記の事業場が中間処分の場合、以下について記載してください。

最終処分先 : _____

保管場所の能力 : _____

2 再生先

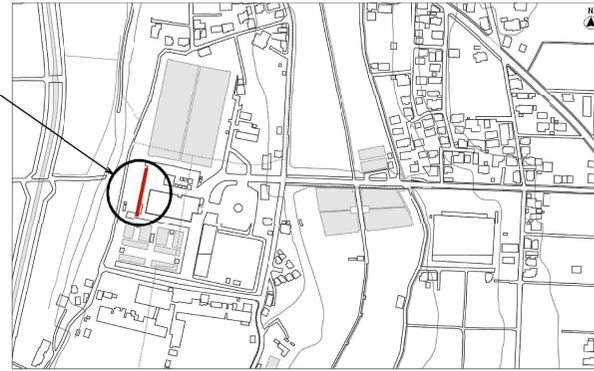
事業場の名称 : _____

所在地 : _____

再生の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

有馬浄水場
ブロック形成池



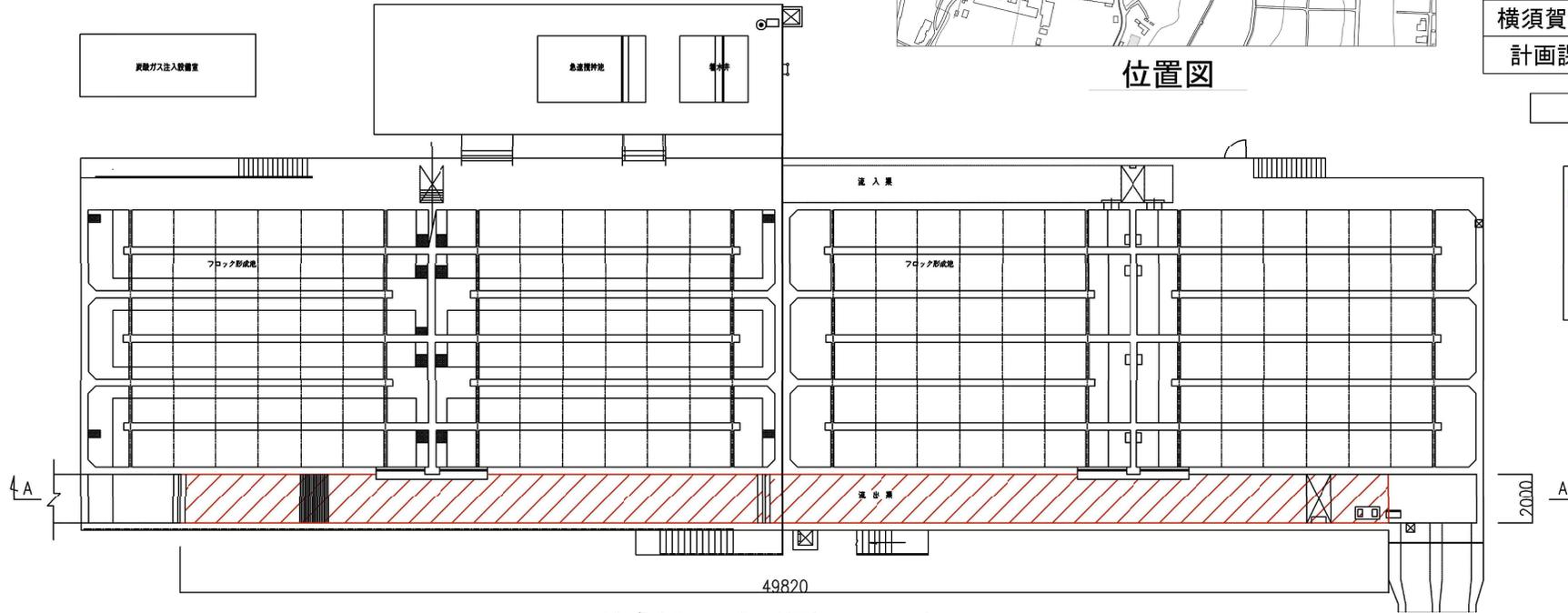
位置図

参考図 1 / 1 枚

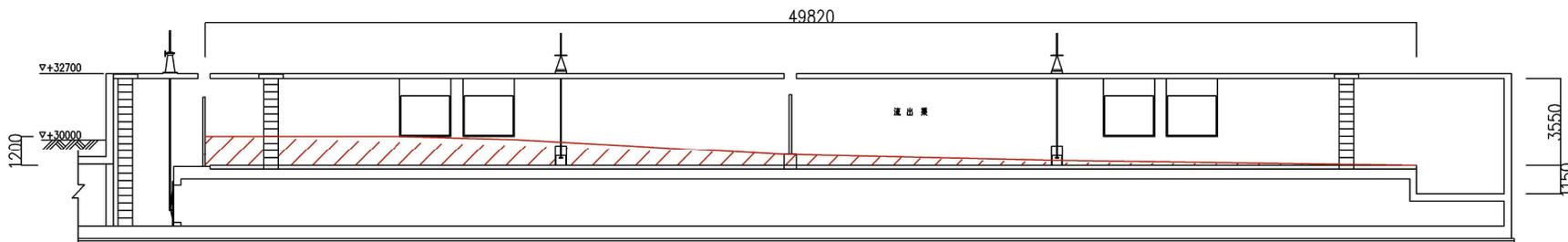
工事名	有馬浄水場ブロック形成池 流出渠汚泥搬送作業		
工事場所	海老名市中河内1767番地		
図面名称	位置図 平面図 断面図		
図面番号			
施工業者			
令和 5 年 (2023年) 8 月			
課長	係長等	設計	監督
			検査員
横須賀市上下水道局 技術部 浄水課			
計画課			私道 無

原図用紙サイズ A3

凡例	斜線部は作業範囲を示す
作業概要	
1. 汚泥搬送作業	一式
2. 汚泥処分	一式



ブロック形成池 平面図 S=1/200



A - A 断面図 S=1/200